違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十一号

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定

前文

この協定の締約国は、

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業が継続していること、そのような漁業が魚類資源、海洋生態系及び合法的に漁業を営む者の生計に有害な影響を与えていること並びに世界的に食糧安全保障の必要性が増大していることを深く憂慮し、

海洋生物資源の持続可能な利用及び長期的な保存を促進するための効果的な措置を採用する際の寄港国の役割を意識し、

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業と戦うための措置が、旗国の第一義的な責任に基づくべきこと及び国際法に従って全ての適用可能な管轄権を用いるべきこと（寄港国の措置、沿岸国の措置、市場に関連する措置並びに自国民が違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を支援せず、又はそのような漁業に従事しないことを確保する措置を含む。）を認識し、

寄港国の措置が、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除する強力で費用対効果の高い手段となることを認識し、

寄港国の措置を通じて、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業と戦うための地域的な及び地域間の段階における調整を進めることが必要であることを認識し、

寄港国の措置を支える通信技術、データベース、ネットワーク及び世界的規模の記録制度が急速に発展していることを認め、

開発途上国が寄港国の措置を採用し、及び実施するための支援が必要であることを認識し、

二千一年の国際連合食糧農業機関（以下「ＦＡＯ」という。）の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画及び二千五年のＦＡＯの違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業と戦うための寄港国の措置に関する模範計画に基づき、寄港国の措置のための最低限度の基準に関する拘束力のある国際文書を求める国際連合及びその関連機関（国際連合総会及びＦＡＯの水産委員会を含む。）を通じた国際社会による要請に留意し、

自国の領域内の港において主権を行使するに当たり、諸国が国際法に従って一層厳しい措置を採用することができることに留意し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の関連する規定を想起し、

千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定、千九百九十三年十一月二十四日の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び千九百九十五年のＦＡＯの責任ある漁業に関する行動規範を想起し、

国際連合食糧農業機関憲章第十四条の規定に従いＦＡＯの枠組みの下で国際協定を締結することが必要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　用語

この協定の適用上、

(a)　「保存管理措置」とは、海洋生物資源を保存し、及び管理するための措置であって、国際法の関連規則（条約に反映されたものを含む。）に適合するように定められ、及び適用されるものをいう。

(b)　「魚類」とは、加工されたか否かを問わず、海洋生物資源の全ての種をいう。

(c)　「漁獲」とは、魚類を探索し、引き寄せ、探知し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探知し、若しくは採捕する結果になると合理的に予想し得る活動をいう。

(d)　「漁獲関連活動」とは、漁獲を補助し、又は準備するための作業（従前に港に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、包装、加工、転載又は輸送並びに海上における人員、燃料、漁具及び他の物品の提供を含む。）をいう。

(e)　「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業」とは、二千一年のＦＡＯの違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画の3に定める活動（以下「ＩＵＵ漁業」という。）をいう。

(f)　「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(g)　「港」には、沖合の係留施設及び陸揚げ、転載、包装、加工又は補給（燃料補給を含む。）のための他の施設を含む。

(h)　「地域的な経済統合のための機関」とは、その構成国からこの協定の対象となる事項に関する権限（当該事項に関してその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(i)　「地域的な漁業管理のための機関」とは、漁業に関する政府間の機関又は枠組みをいい、適当な場合には、保存管理措置を定める権限を有するものをいう。

(j)　「船舶」とは、漁獲又は漁獲関連活動のために使用され、使用されることを目的とするあらゆる種類の船舶をいう。

第二条　目的

この協定の目的は、効果的な寄港国の措置の実施を通じて、ＩＵＵ漁業を防止し、抑止し、及び排除すること並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

第三条　適用

1　各締約国は、自国の港に入ることを希望し、又は自国の港にある船舶であって自国の旗を掲げる権利を有しないものについて、寄港国としての資格においてこの協定を適用する。ただし、次の船舶を除く。

(a)　自給のための零細漁業に従事する隣接国の船舶（当該船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事しないことを確保するため、寄港国及び旗国が協力する場合に限る。）

(b)　魚類を積載していないコンテナ船又は積載している場合には従前に陸揚げされた魚類のみを積載するコンテナ船（そのようなコンテナ船がＩＵＵ漁業を補助する漁獲関連活動に従事したと疑うに足りる明白な根拠がない場合に限る。）

2　締約国は、自国の管轄の下にある区域において漁獲を行い、かつ、自国の権限の下で操業するためにのみ自国民によって借り上げられた船舶について、寄港国としての資格においてこの協定を適用しないことを決定することができる。当該船舶は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に関して適用される措置と同程度に効果的な当該締約国の措置に従うものとする。

3　この協定は、海域において行われる第一条(e)に定義するＩＵＵ漁業及びこれを補助する漁獲関連活動について適用する。

4　この協定は、公正で透明性のある、かつ、差別的でない態様で、国際法に反することなく適用される。

5　この協定は、全世界を適用範囲とし、全ての港に適用されることから、締約国は、他の全ての主体に対し、この協定の規定に合致する措置を適用するよう奨励する。この協定の締約国になることができないものは、この協定の規定に即して行動する約束を表明することができる。